

桶川市議会議員市政レポートに係る

(公財) 桶川市施設管理公社の見解について

桶川サン・アリーナをご利用の皆様、市民の皆様へ

このたび、特定の1名の桶川市議会議員（以下「議員」という。）による令和5年3月議会・6月議会の市政レポート97号・98号で桶川サン・アリーナの管理委託について不正があるかのような記事が掲載されています。

桶川サン・アリーナをご利用の皆様、市民の皆様から疑念を抱かれていることと考え、(公財) 桶川市施設管理公社（以下「公社」という。）として、公社の見解をお知らせいたします。

市政レポート97号（2023年5月（2023年3月議会））

桶川サン・アリーナの管理委託について、「30年近い不正の数々」として、「施設開設以来、建物の清掃全体を請け負っている業者は、事務所部分を一切行わず、二人の公社職員が清掃をしていました。

- ① 契約に反した仕事を、毎日報告する「設備点検表」には、事務所部分も清掃したことにしています。つまり、契約の一部を事務局長と部下が担い、虚偽の報告を、その当事者が受け取り、印を押していました。これを事務局長（3月末で定年退職）は認めています。」と記述されています。
- ② また、「税金のムダ遣い。職員と業者がゆ着し、入札の不正も疑われる。公文書偽造もある。」と記述されています。

○公社の見解

- ① 議員は、清掃業務の中の日常清掃について、**設備点検表**で「業者が清掃していないのに、事務所部分を清掃したことにした虚偽の報告を、職員が受取っている」としてまます。

設備点検表は、「文字通り」施設のエアコンなどの機器の点検の確認票で清掃の確認票ではありません。清掃の確認は、「清掃日報」です。

「清掃日報」には事務室、応接室（以下「事務室等」という。）は清掃してませんので、チェックは入ってません。

「契約に反した仕事」としてまますが、事務室等の清掃は、契約後、公社と業者で合意し、その部分は公社職員自ら行い、その空いた清掃時間を清掃の必要性が高いトイレや水回りの清掃に振り替えています。

② 業者選定の入札は、正規の手続きにより行われておりますので、入札の不正はありません。

また、業者と職員がゆ着していたかのように記載されていますが、そのような事実はありません。

「これを事務局長（3月末で定年退職）は認めています。」とあたかも不正に加担しているかの表現となっておりますが、事務局長は、業者から提出された設備点検表等書類の確認を職務として行っています。

税金のムダ遣いとのことですが、日常清掃の積算金額は、人工（時給）による計算で、日常清掃を限られた人員・時間（1日3名・4時間30分勤務）で臨機応変に行うことで利用者である市民の満足度を高める効果的なお金の使い方をしています。

平成17年度から、臨機応変な清掃を行っており利用者優先の清掃に心がけており、業者と職員がゆ着していることはありません。

以下、参考として積算書を掲載します。

令和3年度積算書（抜粋）

種別	材料	形状寸法規格	員数	単位	単価(円)	金額(円)	摘要
清掃業務							
日常清掃(資材費含む)		360日	3	名			4時間30分勤務

上記の表の「単価（円）」に業者が単価を入れて入札額を決めます。

市政レポート98号（2023年8月（2023年6月議会））

- ① 「新たに清掃日報が存在したことがわかりました。（略）「別に清掃日報がある」と、公社職員から説明を受け、（略）」と記述されています。
- ② また、「前号の公文書偽造は撤回します。しかし、当初情報公開で、資料に入っていなかったことは、故意か否かは不明ですが、**結果的に私はだまされました。**」と記述されています。
- ③ 「仕様書では、清掃範囲は、サン・アリーナの床面積全体8448㎡、日常清掃には、事務室を毎日実施すると、はっきり書かれています。（略）清掃範囲は変えていません。これで公正な入札は、行われたのでしょうか。」と記述されています。
- ④ 「これだけの証拠があって、なぜ自分たちで、襟を正せないのでしょうか。」とも記述しています。
- ⑤ 市政レポート98号冒頭で、「市が出資の公益財団法人が、チェックや自浄作用がないという事は、指定管理者を請け負う資格があるのでしょうか。」と記述されています。

○公社の見解

- ① 令和4年5月に、議員の情報公開請求された書類をお渡ししています。
その中の「⑤委託業務実施状況確認願」の書類の一部として、**「清掃日報」を、すでにお渡ししています。**また、日常点検検査表（設備点検表）もお渡ししています。
議員は、**情報公開で取得した公社の書類を十分確認していれば、日常清掃に関する報告書にあたるものが、日常点検検査表（設備点検表）ではないことは容易に分かることです。**
- ② 令和5年5月に、議員が情報公開で公社に来所されたときに、対応した職員に対し、設備点検表により公社の不正が明らかであると発言されたため、職員が設備点検表は「文字通り」施設の中のエアコンなどの設備点検の一覧と説明し、日常清掃の確認は清掃日報で、すでに議員の令和4年5月の情報公開で公開済みと説明しました。

その後、市政レポート98号で「結果的に私はだまされました」と記述していますが、このような記述は、事実無根です。

公社は、議員をだます意図は全くありません。

情報公開された書類は情報公開請求どおり開示しております。

そもそも、桶川サン・アリーナの管理委託の不正と提起したのは、議員本人であり、当然、根拠をもって発言してきたものと考えていました。

しかし、その根拠としていた「設備点検表」を間違っ使用し、その後、公文書偽造は取り下げるとしながら、そのことについての明確な訂正、謝罪はありません。

- ③ 清掃業務には（1）日常清掃（床のモップ清掃、ゴミの回収やトイレ・洗面所の清掃、トイレトーパー等の交換など）と、（2）定期清掃（床を洗浄しワックスがけやガラスや網戸の洗浄等）があります。

先ほど説明したとおり、議員ご指摘の日常清掃は、人工（時給）による積算で実施場所は清掃作業基準の区分に記載されています。

令和4年度から誤解のないよう事務室等を外しております。日常清掃は、人工（時給）によるものであって、清掃面積を基礎とした入札ではありません。

また、（2）定期清掃（床を洗浄しワックスがけやガラスや網戸の洗浄等）は、事務室等も引き続き行うことから、面積の増減はございません。

- ④ 公社には監事（税理士）がおり、監査も実施しております。

令和4年度の発注の仕様書から、議員ご指摘の「事務室、応接室」を誤解のないよう削除するなど、その都度、適正な事務を行うよう努めております。

- ⑤ 桶川サン・アリーナをご利用の皆様、市民の皆様には、いつも暖かい目で見てください、深く感謝申し上げます。

公社としましても引き続き、桶川サン・アリーナの指定管理者として、ご利用の皆様、市民の皆様に一層のサービスに努めてまいりたいと考えております。

(まとめ)

議員本人が「桶川サン・アリーナの管理委託の不正」として令和5年3月議会で取り上げ、あたかも「公社の不正や職員のゆ着が疑われる。」また、設備点検表を根拠に「業者が清掃していないのに清掃したことにしており、公文書偽造など」と指摘しております。

更に、議員が情報公開した資料を十分確認せず、一方的に公社を悪者と誇張し、その結果、市政レポート98号では、「清掃日報があった」と議員自ら非がないかのように、「前号の公文書偽造については撤回します。しかし、当初の情報公開で資料に入っていなかったことは、故意か否かは不明ですが、結果的に私はだまされました」とも記述しています。

公社は、議員をだます意図もなければ、だましていません。

議員は、情報公開請求の開示書類を十分確認し正確な情報を発信すべきなのに、それを怠っていたと言わざるを得ません。

不正やゆ着、契約違反という言葉を使い、あたかも公社が悪いことをしているかのように不特定多数の市民に情報を発信したことに問題があります。

表面だけの情報のみを取り上げて、**事実と反する情報をあたかも事実のように流布したことは、公社として誠に極めて遺憾なことと考えております。**

このような行動には、大変驚くとともに、議員自ら公の場で今回のことの訂正、謝罪をすべきものと考えます。

公社は、適正な事務処理及び運営を行ってきており、公社として議員に対し毅然とした対応を図ることとしました。現在、弁護士と相談しながら、対応しております。

桶川サン・アリーナをご利用の皆様、また市民の皆様には、大変ご心配をおかけして申し訳ございません。引き続き、桶川サン・アリーナの指定管理者として、誠心誠意サービスの向上に努めてまいりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

結びに、桶川サン・アリーナをご利用の皆様、また市民の皆様の益々のご健勝、ご多幸を心からお祈り申し上げます。

令和5年9月15日

公益財団法人 桶川市施設管理公社

代表理事 興 津 吉 彦